

佐野市監査委員告示第1号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

平成30年2月2日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 若田 部治彦

第1 監査箇所

こども福祉部（社会福祉課、障がい福祉課、こども課、家庭児童相談室、保育課、各保育所）

第2 監査期間

平成29年11月15日から平成30年1月30日

第3 監査の結果

1 社会福祉課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 障がい福祉課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 こども課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 家庭児童相談室

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 保育課、各保育所

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。